Family Tax Express
令和５年２月27日
税理士法人ファミリィ
http://taxfamily.or.jp
No.267

やってはいけない!?　こんな相続対策　～相続税の基礎控除額以下でも、相続税が課される～　その８

今回から「やってはいけない!?　こんな相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回が最終回で「相続税の基礎控除額以下でも、相続税が課される」についてです。

相続税の計算において、各相続人の純資産価額を計算する場合に、債務を控除した後の金額が赤字となる場合には、その赤字は「0」として計算されます。そのため、相続財産が債務を控除した後の金額が、相続税の基礎控除額以下であっても、遺産分割次第によって相続税が課されることがありますので、各人の純資産価額が赤字にならないような遺産分割を検討する必要があります。

各人の課税価格の計算では、相続や遺贈及び相続時精算課税の適用を受ける贈与によって財産を取得した人ごとに、課税価格を次のように計算します。

相続又は遺贈により取得した財産の価額 ＋ みなし相続等により取得した財産の価額 － 非課税財産の価額 ＋ 相続時精算課税に係る贈与財産の価額 － 債務及び葬式費用の額 ＝ 純資産価額（赤字のときは0）

純資産価額 ＋ 相続開始前3年以内の贈与財産の価額 ＝ 各人の課税価格（千円未満切捨て）

上記の算式で留意すべきことは、各相続人の課税価格の計算において、債務等を控除した純資産価額が赤字のときは「0」とされます。そのため、被相続人の財産の総額から債務等を控除した純資産価額に生前贈与加算の金額を加算した課税価格が、相続税の基礎控除額以下であっても、債務の承継方法によっては、相続税が課されることもあります。

【設例】

1. 被相続人　父（令和４年３月死亡）
2. 相続人　長男（50歳）・長女
3. 父の遺産

不動産　12,000万円、預貯金　5,000万円、借入金　15,000万円

なお、長男は令和３年に現金520万円の贈与を受け、贈与税52万円を納付している。

4. 遺産分割

長男が不動産と借入金を、長女が預貯金を相続する。

5. 相続税の計算　（単位：万円）

	相続財産（総額ベース）		遺産分割（時価ベース）		遺産分割（相続税評価額ベース）	
	時　価	相続税評価額	長男	長女	長男	長女
不動産	20,000	12,000	20,000	－	12,000	－
借入金	△15,000	△15,000	△15,000	－	△15,000	－
預貯金	5,000	5,000	－	5,000	－	5,000
純資産価額	10,000	2,000	5,000	5,000	0	5,000
生前贈与	520	520	520	－	520	－
差引合計	10,520	2,520	5,520	5,000	520	5,000
相続税の総額	－	－	－	－	132	
算出税額	－	－	－	－	12	120
贈与税額控除	－	－	－	－	△52	－
納付税額	－	－	－	－	0	120

設例の場合には、二人の相続人が相続財産について、時価ベースでは均分に相続していますが、相続税評価額ベースでは、長男は相続した財産の評価額から債務を控除すると純資産価額は赤字になることから、「0円」と計算されます。

そして、長男が相続開始前３年以内に受けた贈与財産は相続財産に加算されることになります。この場合、長男が納付した贈与税は相続税から控除されますが、控除しきれない税額は切捨てとされます。

その結果、このような遺産分割をすることで、長女が相続した財産額を基に相続税を計算され相続税が120万円課されることになります。

この場合に、相続税が課されないようにするためには、現預金のうち長男が1,320万円以上相続すれば課税価格の総額が相続税の基礎控除額以下となります。

（文責：山本和義）